

# 令和 5 年度

## 当初予算案等説明資料

|   |    |
|---|----|
| 1. 総務企画局所管予算案   | 1  |
| (1) 総括  | 1  |
| (2) 一般会計（歳入）  | 2  |
| (3) 一般会計（歳出）  | 6  |
| (4) 債務負担行為  | 8  |
| (5) 令和5年度 総務企画局重要施策   | 10 |
| (6) 款項目別説明資料  | 20 |
| 2. 条例案の概要   | 36 |
| (1) 議案第 51 号 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案 | 36 |
| (2) 議案第 52 号 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例案  | 44 |
| (3) 議案第 53 号 福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案   | 53 |
| (4) 議案第 54 号 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案                            | 54 |
| (5) 議案第 55 号 福岡市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例案  | 57 |
| (6) 議案第 56 号 福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案                                    | 61 |
| (7) 議案第 58 号 福岡市職員退職手当基金条例案   | 63 |
| (8) 議案第 79 号 法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案  | 65 |
| 3. 組織編成案  | 66 |

総務企画局



# 1. 総務企画局所管予算案

## (1) 総括

(単位:千円)

| 区分   | 令和5年度予算額 (A) |            |           |         |         |            |
|------|--------------|------------|-----------|---------|---------|------------|
|      | 歳入           | 歳出         | 財源内訳      |         |         | 一般財源       |
|      |              |            | 特定財源      |         |         |            |
|      |              |            | 国県支出金     | 地方債     | その他     |            |
| 一般会計 | 2,830,273    | 26,054,557 | 1,562,087 | 888,000 | 380,186 | 23,224,284 |

(単位:千円)

| 区分   | 令和4年度予算額 (B) |            |         |     |         |            |
|------|--------------|------------|---------|-----|---------|------------|
|      | 歳入           | 歳出         | 財源内訳    |     |         | 一般財源       |
|      |              |            | 特定財源    |     |         |            |
|      |              |            | 国県支出金   | 地方債 | その他     |            |
| 一般会計 | 1,301,206    | 23,545,893 | 896,864 | -   | 404,342 | 22,244,687 |

(単位:千円)

| 区分   | 差引増減 (令和5年度予算額:A) - (令和4年度予算額:B) |           |         |         |          |         |
|------|----------------------------------|-----------|---------|---------|----------|---------|
|      | 歳入                               | 歳出        | 財源内訳    |         |          | 一般財源    |
|      |                                  |           | 特定財源    |         |          |         |
|      |                                  |           | 国県支出金   | 地方債     | その他      |         |
| 一般会計 | 1,529,067                        | 2,508,664 | 665,223 | 888,000 | △ 24,156 | 979,597 |

## (2)一般会計(歳入)

| 款・項           | 令5年度<br>予 算 額<br>(A) | 令和4年度<br>予 算 額<br>(B) |
|---------------|----------------------|-----------------------|
| (18) 使用料及び手数料 | 千円<br>10             | 千円<br>10              |
| 2 手数料         | 1                    | 1                     |
| 3 収入証紙収入      | 9                    | 9                     |
| (19) 国庫支出金    | 1,479,043            | 869,229               |
| 2 国庫補助金       | 1,478,731            | 869,229               |
| 3 委託金         | 312                  | -                     |
| (20) 県支出金     | 83,044               | 27,635                |
| 3 委託金         | 83,044               | 27,635                |
| (21) 財産収入     | 6,631                | 6,558                 |
| 1 財産運用収入      | 6,451                | 6,395                 |
| 2 財産売払収入      | 180                  | 163                   |
| (22) 寄附金      | 1,350                | 350                   |
| 1 寄附金         | 1,350                | 350                   |

| 差引増減<br>(A)-(B)<br>(C) | 対前年度<br>伸率<br>(C)/(B) | 主な増減内容   |
|------------------------|-----------------------|--|
| 千円<br>-                | %<br>-                | 千円   |
| -                      | -                     |  |
| -                      | -                     |  |
| 609,814                | 70.2                  |  |
| 609,502                | 70.1                  | デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく<br>補助金の増 378,770<br>マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく<br>補助金の増 212,284<br>デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)<br>交付要綱に基づく交付金の増 99,272 |
| 312                    | 皆増                    | 地方公務員給与実態調査事務費委託金の増 312  |
| 55,409                 | 200.5                 |  |
| 55,409                 | 200.5                 | 統計調査費委託金の増 55,409  |
| 73                     | 1.1                   |  |
| 56                     | 0.9                   |  |
| 17                     | 10.4                  |  |
| 1,000                  | 285.7                 |  |
| 1,000                  | 285.7                 | 留学生支援事業に対する寄附金の増 1,000   |

| 款・項            | 令5年度<br>予 算 額<br>(A) | 令和4年度<br>予 算 額<br>(B) |
|----------------|----------------------|-----------------------|
| (25) 諸 収 入     | 千円<br>372,195        | 千円<br>397,424         |
| 2 保 険 料 収 入    | 37,844               | 32,515                |
| 10 受 託 事 業 収 入 | 111,912              | 109,207               |
| 12 雑 入         | 222,439              | 235,566               |
| ▲ 納 付 金        | -                    | 20,136                |
| (26) 市 債       | 888,000              | -                     |
| 1 市 債          | 888,000              | -                     |
| 合 計            | 2,830,273            | 1,301,206             |

| 差引増減<br>(A)－(B)<br>(C) | 対前年度<br>伸率<br>(C)／(B) | 主な増減内容  |
|------------------------|-----------------------|---|
| 千円<br>△ 25,229         | %<br>△ 6.3            | 千円  |
| 5,329                  | 16.4                  |   |
| 2,705                  | 2.5                   |   |
| △ 13,127               | △ 5.6                 | 派遣職員の人件費相当分収入の減 △ 40,289<br>下水道事業会計退職手当負担金の増 30,773 |
| △ 20,136               | 皆減                    | 健康保険法に基づく保険料収入の減 △ 20,136                           |
| 888,000                | 皆増                    |   |
| 888,000                | 皆増                    | 庁舎等整備事業に充当する起債の増 888,000                            |
| 1,529,067              | 117.5                 |   |

### (3) 一般会計（歳出）

| 款・項     | 令5年度<br>予 算 額<br>(A) | 令和4年度<br>予 算 額<br>(B) |
|---------|----------------------|-----------------------|
| (2) 総務費 | 千円<br>26,054,557     | 千円<br>23,545,893      |
| 1 総務管理費 | 25,825,696           | 23,382,706            |
| 5 統計調査費 | 228,861              | 163,187               |
| 合 計     | 26,054,557           | 23,545,893            |

| 差引増減<br>(A)－(B)<br>(C) | 対前年度<br>伸率<br>(C)／(B) | 主な増減内容  |
|------------------------|-----------------------|---|
| 千円<br>2,508,664        | %<br>10.7             | 千円  |
| 2,442,990              | 10.4                  | DXの推進経費の増 1,916,138<br>システム運用・保守経費の増 736,263<br>プロジェクトの推進経費の増 115,352 |
| 65,674                 | 40.2                  | 委託統計調査に要する経費の増 55,409   |
| 2,508,664              | 10.7                  |   |

## (4) 債務負担行為

| 会計名              | 事 項  | 期 間                  | 限 度 額                      |
|------------------|--|----------------------|----------------------------|
| 一<br>般<br>会<br>計 | システム刷新事業に係る<br>福祉系・介護保険システム構築等<br>(令和5年度分) | 令和6年度から<br>令和12年度まで  | 千円<br>令和6年度以降<br>2,038,533 |
|                  | システム刷新事業に係る<br>子ども子育て支援・生活保護等<br>システム構築等   | 令和6年度から<br>令和12年度まで  | 令和6年度以降<br>1,542,148       |
|                  | システム刷新事業に係る<br>税システム構築等                    | 令和6年度から<br>令和12年度まで  | 令和6年度以降<br>4,694,259       |
|                  | システム刷新事業に係る<br>インフラ共通基盤整備<br>(令和5年度増設分)    | 令和6年度<br>及び<br>令和7年度 | 令和6年度以降<br>2,206,600       |

| 左 の 財 源 内 訳 |       |       |                            |
|-------------|-------|-------|----------------------------|
| 特 定 財 源     |       |       | 一 般 財 源 又 は<br>当 該 事 業 財 源 |
| 国 県 支 出 金   | 地 方 債 | そ の 他 |                            |
| 千 円         | 千 円   | 千 円   | 千 円                        |
| -           | -     | -     | 2,038,533                  |
| -           | -     | -     | 1,542,148                  |
| -           | -     | -     | 4,694,259                  |
| -           | -     | -     | 2,206,600                  |

## (5) 令和5年度総務企画局重要施策

上段 令和5年度予算額  
 (下段 令和4年度予算額)

★：新規

### 1. 福岡市総合計画の推進

基本計画に掲げる施策について、事業の進捗状況や成果指標の達成状況等を踏まえながら進行管理を行い、基本構想に掲げる都市像の実現に向けて、施策事業の着実な推進を図るとともに、次期基本計画の策定に向けた検討を行う。

51,847 千円

主な事業

( 19,272 千円 )

| 事業名                     | 予算額<br>(千円) | 事業内容  |  |
|-------------------------|-------------|---|--|
|                         |             | これまでの取組み  | 5年度の主な取組み  |
| 総合計画進行管理                | 8,847       | 基本計画の成果指標に関する意識調査や施策評価等、総合計画の進行管理を行っている。  | 基本計画の成果指標に関する意識調査や施策評価等を実施し、現計画の総括を行う。                         |
| ★次期基本計画策定に向けた検討         | 41,000      | —   | 子どもや若者をはじめ、市民等から幅広く意見を募集する市民参加プロジェクトを実施するとともに、次期基本計画の素案の検討を行う。 |
| Well-being 及び SDGs 推進事業 | 2,000       | SDGs の普及・啓発に取り組むとともに、「福岡市 Well-being & SDGs 登録制度」を創設し、働く人の Well-being の向上と SDGs の達成に向けて取り組む企業を支援している。 | SDGs の普及・啓発に取り組むとともに、「福岡市 Well-being & SDGs 登録制度」のさらなる浸透を図る。   |

## 2. プロジェクトの推進

生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出すため、局横断的な重要課題等に対応したプロジェクトについて、全市的観点から各局事業の調整や進行管理を行うなど、各プロジェクトの推進を図る。

305,225 千円

主な事業

( 189,873 千円 )

| 事業名                 | 予算額<br>(千円) | 事業内容   |  |
|---------------------|-------------|--|--|
|                     |             | これまでの取組み   | 5年度の主な取組み  |
| ユニバーサル都市・福岡の推進      | 8,394       | ユニバーサル都市・福岡の実現をめざし、福岡版ユニバーサルマナー検定やSNSの活用等により、ユニバーサルデザインの普及・啓発に取り組んでいる。                   | ユニバーサル都市・福岡の実現をめざし、市民や企業等の自発的な行動につながるよう、ユニバーサルデザインの普及・啓発に取り組む。                     |
| ★デジタル地域ポイント事業       | 95,000      | —  | 様々な社会課題の解決に貢献する市民の取組みを見える化するとともに、デジタル技術を活用した地域ポイントを付与することにより、それらの取組みを支援する仕組みを構築する。 |
| 農山漁村地域など市街化調整区域の活性化 | 10,000      | 地域主体の取組みを支援するとともに、土地利用規制の緩和を契機とした、地域産業の振興に繋がるビジネスの創出に向けて、地域住民との対話や民間事業者への情報発信などに取り組んでいる。 | 活性化に向けた地域主体の取組みを支援するとともに、未利用地の活用など地域産業の振興に繋がるビジネスの創出に向けた取組みを推進する。                  |
| 南区における拠点施設に関する調査経費  | 5,000       | 南区における地域特性等、拠点施設に関する調査を行っている。  | 土地利用の動向及びこれまでの地域特性調査を踏まえ、南区拠点施設に望ましい機能など、基本的な考え方について検討を進める。                        |
| 産学官民連携による国際競争力強化    | 35,000      | 福岡地域戦略推進協議会において、産学官民連携のプラットフォームの活用により、新たなプロジェクトの立ち上げ支援を行うなど、地域の成長に資する取組みを進めている。          | 産学官民が連携するプラットフォーム機能を活かし、さらなる事業化の支援を行うなど、地域の成長に資する取組みを進める。                          |

| 事業名              | 予算額<br>(千円) | 事業内容   |  |
|------------------|-------------|--|--|
|                  |             | これまでの取組み   | 5年度の主な取組み  |
| 国家戦略特区の推進        | 3,799       | 「グローバル創業都市・福岡」の実現のため、国等と共同で区域会議の開催及び区域計画の策定を行うなど、「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」の活用に関する調整を行うとともに、市民への情報発信などに取り組んでいる。 | 国等と共同で区域会議の開催及び区域計画の策定を行うとともに、市民への情報発信などに取り組むほか、認定を受けた区域計画に基づき、各局が実施する特区関連事業の推進をサポートする。          |
| グローバルスタートアップ推進事業 | 112,507     | 海外スタートアップ拠点との連携等により、海外展開を見据えた創業環境づくりを推進するとともに、マッチング支援に特化したコーディネーターの設置など、海外とのビジネス具体化支援に取り組んでいる。           | 海外スタートアップ拠点との連携を活かした国際ビジネスマッチングイベントの開催や、海外進出を目指すスタートアップを対象とした研修の実施などにより、グローバルに活躍できる創業の環境づくりを進める。 |
| スマートシティ推進事業      | 5,960       | 公民連携ワンストップ窓口「mirai@」（ミライアット）を通じて、AIやIoTといった先端技術等を活用した民間提案を支援するなど、社会課題の解決等の促進に取り組んでいる。                    | AIやIoTといった先端技術等を活用した実証実験や共働事業などの民間提案の支援により、社会実装を促進し、社会課題の解決や行政サービスの高質化・効率化に取り組む。                 |

### 3. 国際化の推進

姉妹都市をはじめとする海外諸都市との交流や、国際機関との連携等を通して、福岡市のプレゼンスを高めるとともに、日本人にも外国人にも住みやすく活動しやすいまちづくりやグローバル人材の育成・定着を促進する。

352,983 千円

主な事業

( 411,155 千円 )

| 事業名               | 予算額<br>(千円) | 事業内容   |  |
|-------------------|-------------|--|--|
|                   |             | これまでの取組み   | 5年度の主な取組み  |
| 姉妹都市交流推進事業        | 28,098      | 姉妹都市との相互理解を促進する事業や、姉妹都市としての関係を活用した経済交流事業等を実施している。                      | 姉妹都市交流を通して、さらなる相互理解を促進するとともに、経済交流事業等を実施する。             |
| 在住外国人の生活環境整備事業    | 40,038      | 生活情報の提供や生活ルール・マナーの紹介、区役所等の多言語対応のほか、日本語教育の推進や地域の国際交流を促進している。            | 多言語での情報発信や転入手続き時の生活ガイダンス、外国人住民との交流促進などのほか、日本語教育の推進を行う。 |
| グローバル人材育成・留学生支援事業 | 9,300       | 奨学金事業やインターンシップ事業の実施など、産学官連携によるグローバル人材の育成・定着促進や SNS 等による情報提供などに取り組んでいる。 | 産学官連携により留学生の地元定着を促進していくとともに、グローバル人材育成推進に取り組む。          |
| 福岡アジア文化賞事業        | 33,051      | これまでに、28 か国・地域の 121 名の研究者や文化人に贈賞し、授賞式や市民フォーラム、学校訪問等を実施した。              | 優れた受賞者を選考し、授賞式や市民フォーラム、学校訪問等を実施する。                     |
| 福岡よかトピア国際交流財団事業   | 117,481     | 福岡市の国際施策を担う機関として、市民の国際交流の促進、在住外国人の支援やグローバル人材の育成などを推進している。              | 福岡市外国人総合相談支援センターの運営のほか、地域の日本語教育の支援や国際交流の推進などに取り組む。     |

#### 4. 広域行政の推進及び水資源対策

圏域内の 17 市町で構成する福岡都市圏広域行政推進協議会を中心として、暮らしやすく、安全安心で、魅力と活力ある福岡都市圏づくりを推進するとともに、WITH THE KYUSHU の理念のもと、より広域的な視点に立って、九州各地域との連携を図る。

また、福岡都市圏に共通する水問題の解決に向けて、関係自治体が一体となり、総合的な水対策を推進する。

19,887 千円

主な事業

( 19,936 千円 )

| 事業名               | 予算額<br>(千円) | 事業内容  |   |
|-------------------|-------------|---|---|
|                   |             | これまでの取組み  | 5年度の主な取組み   |
| 都市圏広域行政           | 3,059       | 福岡都市圏広域行政推進協議会において、広域行政計画に基づく共同事業の推進や、国・県に対する提言活動などに取り組んでいる。                                | 共同事業の推進や関係機関に対する提言活動に取り組み、圏域における広域行政を推進する。              |
| 福岡都市圏広域行政事業組合運営経費 | 14,211      | 都市圏の共同事業を行う福岡都市圏広域行政事業組合に対し、その運営に係る負担金を支出している。  | 都市圏の共同事業を行う福岡都市圏広域行政事業組合に負担金を支出する。                      |
| 九州各地域との連携の推進      | 1,269       | 九州広場の活用などにより九州各地域との交流連携を推進するとともに、北九州市や熊本市、鹿児島市などの他都市と連携し、市民サービスの向上や観光振興など様々な分野で連携事業を実施している。 | 九州各地域との連携事業を推進する。                                       |
| 福岡都市圏総合水対策の推進     | 631         | 都市圏共通の課題である水問題に取り組むため、福岡都市圏広域行政推進協議会において、水に関する調査研究や国・県に対する提言などを実施している。                      | 都市圏の総合的水対策推進のための調査研究や国・県等関係機関への提言活動など、都市圏一体となった活動を実施する。 |

## 5. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

市民の利便性の向上、行政事務の効率化を図るため、「福岡市DX戦略」を策定し、行政手続きや市民サービスのデジタル化、オンライン化などDXに関する取組みを推進する。特に、データ連携基盤を活用し、ポータルサイトからプッシュ型の情報提供を行うなどデータの活用を推進する。あわせて、市民目線での行政手続き等のルール見直しやDXを前提とした業務プロセスの見直しに取り組む。

また、社会保障・税番号制度への対応やシステム刷新など、各種情報化施策を推進する。

5,244,107 千円

主な事業

( 3,327,969 千円 )

| 事業名  | 予算額<br>(千円) | 事業内容   |  |
|--|-------------|--|--|
|  |             | これまでの取組み   | 5年度の主な取組み  |
| ノンストップ<br>行政の推進  | 172,897     | 年間総処理件数の90%以上の手続きについてオンラインによる申請等が可能となるよう取り組むとともに、電子申請システムと業務システムとの連携による事務の効率化を図っている。 | 「福岡市DX戦略」を策定し、行政手続きのオンライン化を推進するとともに、離島などの公民館等から遠隔で相談等を可能とする「リモート窓口」の導入や、市内間の引越しにおける行政手続きの簡略化に取り組む。 |
| RPAの活用<br>推進<br>※RPA：パソコン上で<br>行う定型業務を自動的<br>に処理するアプリケー<br>ション | 27,764      | 令和元年度より、庁内業務へのRPAやAI-OCRの導入に取り組んでいる。   | 業務効率化や生産性の向上のため、引き続きRPAやAI-OCRの拡充に取り組む。  |
| 公共施設案内・<br>予約システム刷新  | 142,476     | 令和4年度より、システムの刷新を行っており、令和5年3月の一部運用開始を予定している。  | スマホでも見やすく、入力しやすい画面デザインへの対応や、キャッシュレス決済の導入など、使いやすさの向上を図るとともに、対象施設を拡大する。                              |
| ★<br>データを活用した<br>政策立案の推進                                       | 4,966       | —  | データを活用した政策立案の推進に係る調査検討を行う。   |
| データ連携基盤  | 81,934      | ポータルサイトから子育てや教育、福祉などのプッシュ型の情報提供を行うデータ連携基盤を構築中であり、令和5年3月の運用開始を予定している。                 | データ連携基盤を活用した、子育てや教育、福祉などのプッシュ型の情報提供サービスを更に充実させるとともに、その他の分野への拡充も図る。                                 |

| 事業名                   | 予算額<br>(千円) | 事業内容   |  |
|-----------------------|-------------|--|--|
|                       |             | これまでの取組み   | 5年度の主な取組み  |
| システム刷新                | 2,366,337   | <p>令和2年度にシステム共通基盤、住民記録システム等の構築を完了し、また、国民健康保険等システムは令和5年1月に構築を完了した。</p> <p>さらに、令和4年度より福祉系・介護保険システムの構築に向けた取組みを実施している。</p> | <p>福祉系・介護保険システムの構築等を引き続き行うとともに、新たに税システム及び子ども子育て支援・生活保護等システムの構築等に取り組む。</p>  |
| ★<br>自治体情報システム標準化対応経費 | 252,154     | —  | <p>自治体情報システム標準化に対応するため、現行システムについて標準準拠システムへの移行に係る取組みを推進する。</p>  |
| 番号制度対応経費              | 910,079     | <p>社会保障・税番号制度に係るシステム運用及び改修を行っている。</p> <p>また、マイナンバーカード申請出張サポートや若年層を対象とした普及キャンペーン等を実施している。</p>                           | <p>社会保障・税番号制度に係るシステム運用及び改修を行う。</p> <p>また、区役所及び出張所、公民館、商業施設等において、マイナンバーカード申請出張サポート等を行うとともに、若年層等を対象とした普及キャンペーンを行う。</p> |
| 庁内無線LANの整備            | 1,185,196   | <p>令和3年度に、災害時等における全庁的な応援体制の迅速な構築や事務の効率性を向上する観点から、本庁舎内のネットワークの無線化を実施した。</p>   | <p>災害時等における全庁的な応援体制の迅速な構築やペーパーレスの推進、事務の効率化の観点から、各区役所庁舎、保健福祉センター等において、ネットワークの無線化を行う。</p>                              |

## 6. 効果的・効率的な行政運営の推進

社会経済情勢や市民ニーズに的確かつ迅速に対応するために、「行政運営プラン」に基づき、区役所業務の一部集約化の検討など、これからの時代にふさわしい行政サービスの提供と効果的・効率的な行政運営に向けた取組みを推進する。

14,854 千円

( 4,079 千円 )

主な事業

| 事業名             | 予算額<br>(千円) | 事業内容                                  |  |
|-----------------|-------------|---------------------------------------|--|
|                 |             | これまでの取組み                              | 5年度の主な取組み  |
| 効果的・効率的な行政運営の推進 | 14,854      | 「行政運営プラン」に基づき効果的・効率的な行政運営の推進に取り組んでいる。 | 「行政運営プラン」に基づき、区役所業務の一部集約化の検討など、効果的・効率的な行政運営の推進に取り組む。 |

## 7. 情報公開及び個人情報保護

情報公開については、公文書公開請求制度の適正な運用とともに、市政に関する情報の市民への迅速かつ積極的な公表・提供を図る。

また、個人情報保護については、個人情報開示請求などの制度の運用を通して、個人情報の適正な取扱いの徹底を図る。

4,070 千円

( 6,181 千円 )

主な事業

| 事業名          | 予算額<br>(千円) | 事業内容  |  |
|--------------|-------------|---|--|
|              |             | これまでの取組み  | 5年度の主な取組み  |
| 情報公開制度運営経費   | 1,780       | 情報公開審査会等の開催のほか、職員の意識向上を目的に研修等の実施、会議開催や主要事業実施状況の情報公表・提供等の推進を行っている。       | 審査会の円滑な運営や、職員の意識向上に努めるとともに、公文書公開請求制度の適正な運用と情報公表・提供施策の充実を図る。            |
| 個人情報保護制度運営経費 | 2,290       | 個人情報保護審議会等の開催のほか、個人情報の適正な取扱いのための職員向け研修等や市民や事業者支援のための助言等により、制度の周知を行っている。 | 審議会の円滑な運営や、職員の意識向上に努めるとともに、開示請求やファイル簿の公表などの制度の運用により、個人情報の適正な取扱いの徹底を図る。 |

## 8. 人事・給与制度、人材育成及び福利厚生

職員の意欲や能力と実績を踏まえ、適材適所及び人材育成の観点に立った人事異動を実施するとともに、公務員倫理の保持に努める。また、職員の研修実施や職場研修の支援等により、職員の能力と意欲の向上を図る。

さらには、職員の給与その他の勤務条件を整備するとともに、職員が健康で安心して働くことができるよう安全衛生を推進する。

716,395 千円

主な事業

( 676,866 千円 )

| 事業名                | 予算額<br>(千円) | 事業内容   |   |
|--------------------|-------------|--|---|
|                    |             | これまでの取組み   | 5年度の主な取組み   |
| 人事・給与制度<br>関連経費    | 508,401     | 職員の任免、人事異動、服務指導を行うとともに、会計年度任用職員制度など人事制度及び職員の給与制度等の勤務条件に関する検討・整備等により、職員の能力と意欲の向上に取り組んでいる。 | 職員の任免、人事異動、服務指導を行うとともに、人事制度及び職員の給与制度等の勤務条件に関する検討・整備等により、職員の能力と意欲の向上に取り組む。 |
| 人材育成経費             | 39,879      | 管理職のマネジメント支援の強化や職場の活性化、女性職員の活躍推進を図るため研修を充実するとともに、派遣研修の実施や自主研修の支援を行っている。                  | 管理職のマネジメント支援の強化や職場の活性化、女性職員の活躍推進を図るため研修を充実するとともに、派遣研修の実施や自主研修の支援を行っていく。   |
| 職員の安全衛生、<br>福利厚生経費 | 168,115     | 職員の安全衛生の管理に努めるとともに、福岡市職員共済組合及び福岡市職員厚生会において、各種福利厚生事業を実施している。                              | 職員の安全衛生の管理に努めるとともに、福岡市職員共済組合及び福岡市職員厚生会において、各種福利厚生事業を実施していく。               |



(6) 款項目別説明資料  
ア. 一般会計(歳入)

| 予算案<br>説明書<br>(その1)<br>の掲載<br>ページ | 款                  | 項               | 目                          | 令和5年度<br>予算額<br>(A)<br>千円 | 令和4年度<br>予算額<br>(B)<br>千円 | 差引増減<br>(A) - (B)<br>(C)<br>千円 |
|-----------------------------------|--------------------|-----------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 59                                | 18<br>使用料及び<br>手数料 | 2<br>手数料        | 1<br>総務手数料                 | 1                         | 1                         | -                              |
| 64                                |                    | 3<br>収入証紙<br>収入 | 1<br>収入証紙<br>収入            | 9                         | 9                         | -                              |
| 69~70                             | 19<br>国庫支出金        | 2<br>国庫補助金      | 1<br>総務費<br>国庫補助金          | 1,478,731                 | 862,729                   | 616,002                        |
| 82                                |                    |                 | 12<br>緊急経済<br>対策費<br>国庫補助金 | -                         | 6,500                     | △ 6,500                        |
| 83                                |                    | 3<br>委託金        | 1<br>総務費<br>委託金            | 312                       | -                         | 312                            |
| 96                                | 20<br>県支出金         | 3<br>委託金        | 1<br>総務費<br>委託金            | 83,044                    | 27,635                    | 55,409                         |

(単位：千円)

| 対前年度<br>伸 率<br>(C) / (B)<br>%             | 説 明<br><br>( ) 内は前年度予算額   |                        |         |   |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
|---|---|------------------------|---------|---|-------|---|-------------------------|--------|---|--------|---|-----------------------|-------|---|-------|---|------------------------------|---------|---|---------|---|--------------------------|---------|---|---------|---|--------------------------|---------|---|--------|---|---|--------|---|-----|---|----------------------|-----|---|-----|---|--------------------------------|---|---|--------|---|----------------|---|---|-------|---|
| -   | 行政不服審査法に基づく書面等交付手数料   |                        |         |   |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| -   | 契約履行証明書発行手数料  |                        |         |   |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 71.4                                      | <table border="0"> <tr> <td>社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金</td> <td>9,600</td> <td>(</td> <td>9,600</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>外国人受入環境整備交付金交付要綱に基づく交付金</td> <td>20,000</td> <td>(</td> <td>10,000</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>文化芸術振興費補助金交付要綱に基づく補助金</td> <td>8,678</td> <td>(</td> <td>2,639</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく補助金</td> <td>774,344</td> <td>(</td> <td>562,060</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>マイナポイント事業費補助金交付要綱に基づく補助金</td> <td>124,738</td> <td>(</td> <td>137,716</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金</td> <td>442,099</td> <td>(</td> <td>63,329</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）<br/>交付要綱に基づく交付金</td> <td>99,272</td> <td>(</td> <td>-</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>地方創生推進交付金制度要綱に基づく交付金</td> <td>-</td> <td>(</td> <td>900</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>データ連携促進型スマートシティ推進事業実施要領に基づく補助金</td> <td>-</td> <td>(</td> <td>76,485</td> <td>)</td> </tr> </table> | 社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金 | 9,600   | ( | 9,600 | ) | 外国人受入環境整備交付金交付要綱に基づく交付金 | 20,000 | ( | 10,000 | ) | 文化芸術振興費補助金交付要綱に基づく補助金 | 8,678 | ( | 2,639 | ) | マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく補助金 | 774,344 | ( | 562,060 | ) | マイナポイント事業費補助金交付要綱に基づく補助金 | 124,738 | ( | 137,716 | ) | デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金 | 442,099 | ( | 63,329 | ) | デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）<br>交付要綱に基づく交付金 | 99,272 | ( | -   | ) | 地方創生推進交付金制度要綱に基づく交付金 | -   | ( | 900 | ) | データ連携促進型スマートシティ推進事業実施要領に基づく補助金 | - | ( | 76,485 | ) |                |   |   |       |   |
| 社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金                    | 9,600   | (                      | 9,600   | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 外国人受入環境整備交付金交付要綱に基づく交付金                   | 20,000  | (                      | 10,000  | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 文化芸術振興費補助金交付要綱に基づく補助金                     | 8,678   | (                      | 2,639   | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく補助金              | 774,344   | (                      | 562,060 | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| マイナポイント事業費補助金交付要綱に基づく補助金                  | 124,738   | (                      | 137,716 | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金                  | 442,099   | (                      | 63,329  | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）<br>交付要綱に基づく交付金 | 99,272  | (                      | -       | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 地方創生推進交付金制度要綱に基づく交付金                      | -   | (                      | 900     | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| データ連携促進型スマートシティ推進事業実施要領に基づく補助金            | -   | (                      | 76,485  | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 皆減  | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱に基づく交付金  |                        |         |   |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 皆増  | 地方公務員給与実態調査事務費委託金   |                        |         |   |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 200.5                                     | <table border="0"> <tr> <td>統計調査費委託金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  住宅・土地統計調査</td> <td>78,598</td> <td>(</td> <td>-</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>  漁業センサス</td> <td>2,901</td> <td>(</td> <td>-</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>  学校基本調査</td> <td>342</td> <td>(</td> <td>342</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>  国勢調査準備</td> <td>191</td> <td>(</td> <td>182</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>  農林業センサス準備</td> <td>665</td> <td>(</td> <td>-</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>  経済センサス調査区管理</td> <td>115</td> <td>(</td> <td>115</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>  調査員確保対策事業</td> <td>232</td> <td>(</td> <td>232</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>  就業構造基本調査</td> <td>-</td> <td>(</td> <td>17,658</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>  住宅・土地統計調査単位区設定</td> <td>-</td> <td>(</td> <td>9,106</td> <td>)</td> </tr> </table>   | 統計調査費委託金               |         |   |       |   | 住宅・土地統計調査               | 78,598 | ( | -      | ) | 漁業センサス                | 2,901 | ( | -     | ) | 学校基本調査                       | 342     | ( | 342     | ) | 国勢調査準備                   | 191     | ( | 182     | ) | 農林業センサス準備                | 665     | ( | -      | ) | 経済センサス調査区管理                               | 115    | ( | 115 | ) | 調査員確保対策事業            | 232 | ( | 232 | ) | 就業構造基本調査                       | - | ( | 17,658 | ) | 住宅・土地統計調査単位区設定 | - | ( | 9,106 | ) |
| 統計調査費委託金                                  |   |                        |         |   |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 住宅・土地統計調査                                 | 78,598  | (                      | -       | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 漁業センサス                                    | 2,901   | (                      | -       | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 学校基本調査                                    | 342   | (                      | 342     | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 国勢調査準備                                    | 191   | (                      | 182     | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 農林業センサス準備                                 | 665   | (                      | -       | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 経済センサス調査区管理                               | 115   | (                      | 115     | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 調査員確保対策事業                                 | 232   | (                      | 232     | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 就業構造基本調査                                  | -   | (                      | 17,658  | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |
| 住宅・土地統計調査単位区設定                            | -   | (                      | 9,106   | ) |       |   |                         |        |   |        |   |                       |       |   |       |   |                              |         |   |         |   |                          |         |   |         |   |                          |         |   |        |   |   |        |   |     |   |                      |     |   |     |   |                                |   |   |        |   |                |   |   |       |   |

| 予算案<br>説明書<br>(その1)<br>の掲載<br>ページ | 款           | 項                 | 目                   | 令和5年度<br>予 算 額<br>(A)<br>千円 | 令和4年度<br>予 算 額<br>(B)<br>千円 | 差引増減<br>(A) - (B)<br>(C)<br>千円 |
|-----------------------------------|-------------|-------------------|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 98                                | 21<br>財産収入  | 1<br>財産運用<br>収 入  | 1<br>財産貸付<br>収 入    | 5,341                       | 5,341                       | -                              |
| 101                               |             |                   | 2<br>利子及び<br>配 当 金  | 1,110                       | 1,054                       | 56                             |
| 102                               |             | 2<br>財産売払<br>収 入  | 2<br>物品売払<br>収 入    | 180                         | 163                         | 17                             |
| 103                               | 22<br>寄 附 金 | 1<br>寄 附 金        | 1<br>総 務 費<br>寄 附 金 | 1,350                       | 350                         | 1,000                          |
| 113                               | 25<br>諸 収 入 | 2<br>保険料収入        | 1<br>保険料収入          | 37,844                      | 32,515                      | 5,329                          |
| 117                               |             | 10<br>受託事業<br>収 入 | 1<br>総務費受託<br>事業収入  | 111,912                     | 109,207                     | 2,705                          |
| 123                               |             | 12<br>雑 入         | 13<br>その他の<br>雑 入   | 222,439                     | 235,566                     | △ 13,127                       |
| 123                               |             | ▲<br>納 付 金        | ▲<br>納 付 金          | -                           | 20,136                      | △ 20,136                       |
| 124                               | 26<br>市 債   | 1<br>市 債          | 1<br>総 務 債          | 888,000                     | -                           | 888,000                        |
| 歳 入 合 計                           |             |                   |                     | 2,830,273                   | 1,301,206                   | 1,529,067                      |

(単位：千円)

| 対前年度<br>伸 率<br>(C) / (B)<br>% | 説 明<br><br>( ) 内は前年度予算額  |
|-------------------------------|--|
| -                             | 福岡市国際会館の貸付収入   |
| 5.3                           | 株式会社ジェイコム九州出資金に対する配当金  |
| 10.4                          | FUKUOKA NEXTグッズの販売収入 30 ( 13 )<br>統計刊行物の販売収入 150 ( 150 )   |
| 285.7                         | 留学生支援事業に対する寄附金   |
| 16.4                          | 雇用保険法に基づく保険料収入 3,372 ( 1,855 )<br>厚生年金保険法に基づく保険料収入 34,472 ( 30,660 )   |
| 2.5                           | 電子計算機による計算業務等の受託収入 107,591 ( 104,742 )<br>庶務事務処理に伴う受託収入 1,707 ( 1,663 )<br>総務事務センター運営に伴う受託収入 2,614 ( 2,802 ) |
| △ 5.6                         | 派遣職員の人件費相当分収入 150,787 ( 191,076 )<br>下水道事業会計退職手当負担金 30,773 ( - )   |
| 皆減                            | 健康保険法に基づく保険料収入   |
| 皆増                            | 庁舎建設債  |
| 117.5                         |  |

## イ. 一般会計（歳出）

| 予算案<br>説明書<br>(その1)<br>の掲載<br>ページ | 款        | 項          | 目          | 令和5年度<br>予算額<br>(A)<br>千円 | 令和4年度<br>予算額<br>(B)<br>千円 | 差引増減<br>(A) - (B)<br>(C)<br>千円 |
|-----------------------------------|----------|------------|------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 132~141                           | 2<br>総務費 | 1<br>総務管理費 | 1<br>一般管理費 | 13,857,248                | 14,267,728                | △ 410,480                      |
| 140~145                           |          |            | 2<br>人事管理費 | 768,551                   | 723,877                   | 44,674                         |

(単位：千円)

| 対前年度<br>伸 率<br>(C) / (B)<br>% | 説 明<br><br>( ) 内は前年度予算額   |
|-------------------------------|---|
| △ 2.9                         | <p>1 給与費等(市長、副市長及び一般職職員) 12,943,948 ( 14,105,429 )<br/> ※退職手当を含む<br/> 特別職職員(市長、副市長)、一般職職員・1,335人(うち会計年度任用職員・12人)</p> <p>    [ 関連歳入 ]<br/> (25) 諸収入 230,652<br/> 雇用保険料収入 2,156<br/> 厚生年金保険料収入 12,910<br/> その他の雑入 215,586</p> <p>2 非常勤職員の公務災害等補償経費 3,346 ( 5,533 )</p> <p>3 法制、文書その他総務事務経費 161,416 ( 151,229 )<br/> ア 法制事務経費 27,671 ( 28,040 )<br/> イ 文書事務経費 119,820 ( 109,421 )<br/> ウ 情報公開に関する経費 1,780 ( 1,834 )<br/> エ 個人情報保護に関する経費 2,290 ( 4,347 )<br/> オ その他の経常事務費 9,855 ( 7,587 )</p> <p>    [ 関連歳入 ]<br/> (18) 使用料及び手数料 1<br/> 行政不服審査法に基づく書面等交付手数料<br/> (25) 諸収入 1,365<br/> その他の雑入</p> <p>4 効果的・効率的な行政運営の推進 16,297 ( 5,537 )<br/> ア 効果的・効率的な行政運営の推進 14,854 ( 4,079 )<br/> イ 公正な職務の推進 1,443 ( 1,458 )</p> <p>5 その他の経費 732,241 ( - )</p> |
| 6.2                           | <p>1 一般職職員給与費等 52,156 ( 47,011 )<br/> 一般職職員・15人(うち会計年度任用職員・15人)</p> <p>    [ 関連歳入 ]<br/> (25) 諸収入 3,892<br/> 雇用保険料収入 201<br/> 厚生年金保険料収入 3,691</p> <p>2 人事、労務経費 508,401 ( 473,726 )<br/> ア 職員の貸与被服費 42,828 ( 43,436 )<br/> イ その他の事務費 465,573 ( 430,290 )</p> <p>    [ 関連歳入 ]<br/> (19) 国庫支出金 312<br/> 地方公務員給与実態調査事務費委託金<br/> (25) 諸収入 4,805<br/> 庶務事務処理に伴う受託収入 1,707<br/> 総務事務センター運営に伴う受託収入 2,614<br/> その他の雑入 484</p>  |

| 予算案<br>説明書<br>(その1)<br>の掲載<br>ページ | 款 | 項 | 目           | 令和5年度<br>予算額<br>(A)<br>千円 | 令和4年度<br>予算額<br>(B)<br>千円 | 差引増減<br>(A) - (B)<br>(C)<br>千円 |
|-----------------------------------|---|---|-------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 156~161                           |   |   | 10<br>企画調整費 | 553,279                   | 410,827                   | 142,452                        |

(単位：千円)

| 対前年度<br>伸 率<br>(C) / (B)<br>% | 説 明   | ( ) 内は前年度予算額   |   |
|-------------------------------|---|--|---|
|                               | <b>3 人材育成経費</b><br>ア 職員の研修経費<br>イ 運営管理費<br>関連歳入<br>(25) 諸収入<br>その他の雑入   | 39,879<br>35,281<br>4,598<br>438   | ( 41,709 )<br>( 38,528 )<br>( 3,181 )<br>( )  |
| 34.7                          | <b>4 職員の福利厚生経費</b><br>ア 安全衛生管理経費<br>イ 福岡市職員共済組合負担金<br>ウ 福岡市職員厚生会交付金<br>エ 福岡市職員共済組合交付金<br>オ その他の経費<br><br><b>1 一般職職員給与費等</b><br>一般職職員・8人(うち会計年度任用職員・8人)<br>関連歳入<br>(25) 諸収入<br>雇用保険料収入<br>厚生年金保険料収入<br><br><b>2 福岡市の政策に関する調査・企画及び調整経費</b><br>ア 福岡市総合計画の推進経費<br>イ 福岡市の施策に関する総合調整経費<br>ウ 広域行政の推進経費<br>エ 福岡アジア都市研究所経費<br>関連歳入<br>(21) 財産収入<br>物品売払収入<br>(25) 諸収入<br>その他の雑入<br><br><b>3 プロジェクトの推進経費</b><br>関連歳入<br>(19) 国庫支出金<br>社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金<br>デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装<br>タイプ)交付要綱に基づく交付金<br><br><b>4 水資源対策経費</b> | 168,115<br>66,257<br>64,691<br>20,443<br>16,579<br>145<br><br>30,535<br><br>2,320<br>117<br>2,203<br><br>216,171<br>51,847<br>51,708<br>18,539<br>94,077<br><br>30<br>228<br><br>305,225<br>52,430<br>9,600<br>42,830<br><br>1,348 | ( 161,431 )<br>( 59,615 )<br>( 67,172 )<br>( 20,343 )<br>( 14,155 )<br>( 146 )<br><br>( 23,509 )<br><br>( )<br>( )<br>( )<br>( )<br>( )<br><br>( )<br>( )<br>( )<br>( )<br>( )<br><br>( 189,873 )<br><br>( )<br>( )<br>( )<br>( )<br>( )<br><br>( 1,362 ) |

| 予算案<br>説明書<br>(その1)<br>の掲載<br>ページ | 款 | 項 | 目            | 令和5年度<br>予算額<br>(A)<br>千円 | 令和4年度<br>予算額<br>(B)<br>千円 | 差引増減<br>(A) - (B)<br>(C)<br>千円 |
|-----------------------------------|---|---|--------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 160~163                           |   |   | 11<br>情報化推進費 | 10,157,400                | 7,429,490                 | 2,727,910                      |
| 162~165                           |   |   | 12<br>基地対策費  | 1,176                     | 1,176                     | -                              |

(単位：千円)

| 対前年度<br>伸 率<br>(C) / (B)<br>%   | 説 明<br><br>( ) 内は前年度予算額  |  |        |            |  |                                 |  |   |  |               |   |                     |               |  |                     |               |   |                    |            |
|---|--|--|--------|------------|--|---------------------------------|--|---|--|---------------|---|---------------------|---------------|--|---------------------|---------------|---|--------------------|------------|
| 36.7  | <table border="0"> <tr> <td data-bbox="472 415 1365 504">1 一般職職員給与費等<br/>一般職職員・26人（うち会計年度任用職員・26人）</td> <td data-bbox="1365 415 1554 504">88,118</td> <td data-bbox="1554 415 1875 504">( 48,359 )</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 504 1365 816">           関連歳入<br/>           (19) 国庫支出金<br/>               マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく<br/>               補助金<br/>           (25) 諸収入<br/>               雇用保険料収入<br/>               厚生年金保険料収入         </td> <td data-bbox="1365 504 1554 816">           50,961<br/>           6,754<br/>           349<br/>           6,405         </td> <td data-bbox="1554 504 1875 816"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 845 1365 1602">           2 DXの推進経費<br/>           関連歳入<br/>           (19) 国庫支出金<br/>               マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく<br/>               補助金<br/>               マイナポイント事業費補助金交付要綱に基づく補助金<br/>               デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金<br/>               デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装<br/>               タイプ）交付要綱に基づく交付金<br/>           (21) 財産収入<br/>               株式会社ジェイコム九州出資金に対する配当金<br/>           (25) 諸収入<br/>               電子計算機による計算業務等の受託収入<br/>           (26) 市債<br/>               庁舎等整備事業に充当する起債         </td> <td data-bbox="1365 845 1554 1602">           5,244,107<br/>           1,346,662<br/>           723,383<br/>           124,738<br/>           442,099<br/>           56,442<br/>           1,110<br/>           1,584<br/>           888,000         </td> <td data-bbox="1554 845 1875 1602">( 3,327,969 )</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1632 1365 1825">           3 システム運用・保守経費<br/>           関連歳入<br/>           (25) 諸収入<br/>               電子計算機による計算業務等の受託収入         </td> <td data-bbox="1365 1632 1554 1825">           3,372,074<br/>           17,286         </td> <td data-bbox="1554 1632 1875 1825">( 2,635,811 )</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1855 1365 2033">           4 全庁OA関連経費<br/>           関連歳入<br/>           (25) 諸収入<br/>               電子計算機による計算業務等の受託収入         </td> <td data-bbox="1365 1855 1554 2033">           1,417,647<br/>           88,721         </td> <td data-bbox="1554 1855 1875 2033">( 1,388,559 )</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 2062 1365 2344">           5 その他の事務経費<br/>           関連歳入<br/>           (18) 使用料及び手数料<br/>               収入証紙収入<br/>           (25) 諸収入<br/>               その他の雑入         </td> <td data-bbox="1365 2062 1554 2344">           35,454<br/>           9<br/>           328         </td> <td data-bbox="1554 2062 1875 2344">( 28,792 )</td> </tr> </table> | 1 一般職職員給与費等<br>一般職職員・26人（うち会計年度任用職員・26人） | 88,118 | ( 48,359 ) | 関連歳入<br>(19) 国庫支出金<br>マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく<br>補助金<br>(25) 諸収入<br>雇用保険料収入<br>厚生年金保険料収入 | 50,961<br>6,754<br>349<br>6,405 |  | 2 DXの推進経費<br>関連歳入<br>(19) 国庫支出金<br>マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく<br>補助金<br>マイナポイント事業費補助金交付要綱に基づく補助金<br>デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金<br>デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装<br>タイプ）交付要綱に基づく交付金<br>(21) 財産収入<br>株式会社ジェイコム九州出資金に対する配当金<br>(25) 諸収入<br>電子計算機による計算業務等の受託収入<br>(26) 市債<br>庁舎等整備事業に充当する起債 | 5,244,107<br>1,346,662<br>723,383<br>124,738<br>442,099<br>56,442<br>1,110<br>1,584<br>888,000 | ( 3,327,969 ) | 3 システム運用・保守経費<br>関連歳入<br>(25) 諸収入<br>電子計算機による計算業務等の受託収入 | 3,372,074<br>17,286 | ( 2,635,811 ) | 4 全庁OA関連経費<br>関連歳入<br>(25) 諸収入<br>電子計算機による計算業務等の受託収入 | 1,417,647<br>88,721 | ( 1,388,559 ) | 5 その他の事務経費<br>関連歳入<br>(18) 使用料及び手数料<br>収入証紙収入<br>(25) 諸収入<br>その他の雑入 | 35,454<br>9<br>328 | ( 28,792 ) |
| 1 一般職職員給与費等<br>一般職職員・26人（うち会計年度任用職員・26人）  | 88,118   | ( 48,359 )                               |        |            |  |                                 |  |   |  |               |   |                     |               |  |                     |               |   |                    |            |
| 関連歳入<br>(19) 国庫支出金<br>マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく<br>補助金<br>(25) 諸収入<br>雇用保険料収入<br>厚生年金保険料収入  | 50,961<br>6,754<br>349<br>6,405  |  |        |            |  |                                 |  |   |  |               |   |                     |               |  |                     |               |   |                    |            |
| 2 DXの推進経費<br>関連歳入<br>(19) 国庫支出金<br>マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく<br>補助金<br>マイナポイント事業費補助金交付要綱に基づく補助金<br>デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金<br>デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装<br>タイプ）交付要綱に基づく交付金<br>(21) 財産収入<br>株式会社ジェイコム九州出資金に対する配当金<br>(25) 諸収入<br>電子計算機による計算業務等の受託収入<br>(26) 市債<br>庁舎等整備事業に充当する起債 | 5,244,107<br>1,346,662<br>723,383<br>124,738<br>442,099<br>56,442<br>1,110<br>1,584<br>888,000   | ( 3,327,969 )                            |        |            |  |                                 |  |   |  |               |   |                     |               |  |                     |               |   |                    |            |
| 3 システム運用・保守経費<br>関連歳入<br>(25) 諸収入<br>電子計算機による計算業務等の受託収入   | 3,372,074<br>17,286  | ( 2,635,811 )                            |        |            |  |                                 |  |   |  |               |   |                     |               |  |                     |               |   |                    |            |
| 4 全庁OA関連経費<br>関連歳入<br>(25) 諸収入<br>電子計算機による計算業務等の受託収入  | 1,417,647<br>88,721  | ( 1,388,559 )                            |        |            |  |                                 |  |   |  |               |   |                     |               |  |                     |               |   |                    |            |
| 5 その他の事務経費<br>関連歳入<br>(18) 使用料及び手数料<br>収入証紙収入<br>(25) 諸収入<br>その他の雑入   | 35,454<br>9<br>328   | ( 28,792 )                               |        |            |  |                                 |  |   |  |               |   |                     |               |  |                     |               |   |                    |            |
| -   | <table border="0"> <tr> <td data-bbox="472 2418 1365 2478">基地対策費</td> <td data-bbox="1365 2418 1554 2478">1,176</td> <td data-bbox="1554 2418 1875 2478">( 1,176 )</td> </tr> </table>   | 基地対策費                                    | 1,176  | ( 1,176 )  |  |                                 |  |   |  |               |   |                     |               |  |                     |               |   |                    |            |
| 基地対策費   | 1,176  | ( 1,176 )                                |        |            |  |                                 |  |   |  |               |   |                     |               |  |                     |               |   |                    |            |

| 予算案<br>説明書<br>(その1)<br>の掲載<br>ページ | 款 | 項 | 目                   | 令和5年度<br>予 算 額<br>(A)<br>千円 | 令和4年度<br>予 算 額<br>(B)<br>千円 | 差引増減<br>(A) - (B)<br>(C)<br>千円 |
|-----------------------------------|---|---|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 176~179                           |   |   | 18<br>国際化推進費        | 440,151                     | 501,193                     | △ 61,042                       |
| 188~191                           |   |   | 22<br>東京事務所費        | 46,608                      | 47,132                      | △ 524                          |
| 190~191                           |   |   | 23<br>恩給及び<br>退職年金費 | 1,283                       | 1,283                       | -                              |

(単位：千円)

| 対前年度<br>伸 率<br>(C) / (B)<br>% | 説 明  | ( ) 内は前年度予算額 |             |
|-------------------------------|--|--------------|-------------|
| △ 12.2                        | <p>1 一般職職員給与費等<br/>一般職職員・23人 (うち会計年度任用職員・23人)</p> <p>関連歳入</p> <p>(25) 諸収入</p> <p>雇用保険料収入</p> <p>厚生年金保険料収入</p>  | 87,168       | ( 90,038 )  |
|                               | <p>2 国際交流事業費</p> <p>関連歳入</p> <p>(25) 諸収入</p> <p>その他の雑入</p>   | 28,098       | ( 43,863 )  |
|                               | <p>3 国際化推進事業費</p> <p>関連歳入</p> <p>(19) 国庫支出金</p> <p>文化芸術振興費補助金交付要綱に基づく補助金</p> <p>(22) 寄附金</p> <p>留学生支援事業に対する寄附金</p>   | 89,310       | ( 87,698 )  |
|                               | <p>4 拠点都市推進事業費</p> <p>ア 国際協力・連携事業費</p> <p>イ 福岡アジア文化賞事業費</p>  | 118,094      | ( 176,727 ) |
|                               | <p>5 国際交流財団事業費</p> <p>関連歳入</p> <p>(19) 国庫支出金</p> <p>外国人受入環境整備交付金交付要綱に基づく交付金</p> <p>文化芸術振興費補助金交付要綱に基づく補助金</p> <p>(21) 財産収入</p> <p>建物等貸付収入</p> <p>(25) 諸収入</p> <p>その他の雑入</p> | 117,481      | ( 102,867 ) |
| △ 1.1                         | <p>1 一般職職員給与費等<br/>一般職職員・1人 (うち会計年度任用職員・1人)</p> <p>関連歳入</p> <p>(25) 諸収入</p> <p>雇用保険料収入</p> <p>厚生年金保険料収入</p>  | 3,381        | ( 3,529 )   |
|                               | <p>2 国等との連絡及び情報の収集等東京事務所運営経費</p> <p>関連歳入</p> <p>(25) 諸収入</p> <p>その他の雑入</p>   | 43,227       | ( 43,603 )  |
| -                             | 退職職員の遺族に対する遺族扶助料   | 1,283        | ( 1,283 )   |

| 予算案<br>説明書<br>(その1)<br>の掲載<br>ページ | 款 | 項          | 目                     | 令和5年度<br>予 算 額<br>(A)<br>千円 | 令和4年度<br>予 算 額<br>(B)<br>千円 | 差引増減<br>(A) - (B)<br>(C)<br>千円 |
|-----------------------------------|---|------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 206~209                           |   | 5<br>統計調査費 | 1<br>統 計 調 査<br>総 務 費 | 145,817                     | 135,552                     | 10,265                         |
| 208~211                           |   |            | 2<br>委 託 統 計<br>調 査 費 | 83,044                      | 27,635                      | 55,409                         |
| 歳 出 合 計                           |   |            |                       | 26,054,557                  | 23,545,893                  | 2,508,664                      |

(単位：千円)

| 対前年度<br>伸 率<br>(C) / (B)<br>% | 説 明   |  |                          |
|-------------------------------|---|--|--------------------------|
| 7.6                           | 1 一般職職員給与費等<br>一般職職員・33人（うち会計年度任用職員・18人）<br>関連歳入<br>(25) 諸収入<br>雇用保険料収入<br>厚生年金保険料収入<br>2 市勢統計に要する経費<br>関連歳入<br>(21) 財産収入<br>物品売払収入 | 141,076<br>2,887<br>193<br>2,694<br>4,741<br>150 | ( 130,768 )<br>( 4,784 ) |
| 200.5                         | 委託統計調査に要する経費<br>関連歳入<br>(20) 県支出金<br>統計調査費委託金   | 83,044<br>83,044                                 | ( 27,635 )               |
| 10.7                          |   |  |                          |

## ウ. 負担金、補助及び交付金の予算措置状況

(単位:千円)

| 負担金の名称                      | 交付先                           | 5年度<br>予算額 | 4年度<br>予算額 | 対前年度<br>増減 |
|-----------------------------|-------------------------------|------------|------------|------------|
| 研修費負担金                      | 全国市町村国際文化研修所等                 | 1,748      | 1,051      | 697        |
| 福岡市職員共済組合負担金                | 福岡市職員共済組合                     | 64,691     | 67,172     | △ 2,481    |
| 安全衛生管理関係負担金                 | 福岡中央労働基準協会等                   | 572        | 570        | 2          |
| 国家戦略道路占用事業負担金               | 国家戦略道路占用事業実施団体                | 500        | 500        | -          |
| スマートシティ推進事業負担金              | 民間事業者等                        | -          | 2,500      | △ 2,500    |
| 福北連携負担金                     | 福北都市問題研究会                     | 200        | 200        | -          |
| まちづくり負担金                    | We Love 天神協議会<br>博多まちづくり推進協議会 | 24,000     | 24,000     | -          |
| 国際ビジネスマッチングイベント負担金          | 明星和楽実行委員会                     | 1,000      | 1,000      | -          |
| 産学官民連携主体負担金                 | 福岡地域戦略推進協議会                   | 35,000     | 35,000     | -          |
| 福岡都市圏広域行政推進協議会負担金           | 福岡都市圏広域行政推進協議会                | 3,690      | 3,690      | -          |
| 福岡都市圏広域行政事業組合負担金            | 福岡都市圏広域行政事業組合                 | 14,211     | 14,211     | -          |
| 広域交流負担金                     | グランドクロス広域連携協議会                | 50         | 50         | -          |
| 市長会負担金                      | 指定都市市長会等                      | 8,039      | 7,786      | 253        |
| 都市政策関係会議負担金                 | 大都市企画主管者会議等                   | 38         | 38         | -          |
| 地域開発関係協議会負担金                | (一財)地域活性化センター等                | 2,522      | 2,676      | △ 154      |
| 調査研究機関負担金                   | (公財)九州経済調査協会等                 | 1,427      | 1,427      | -          |
| 電算団体負担金<br>(地方公共団体情報システム機構) | 地方公共団体情報システム機構                | 1,800      | 1,800      | -          |
| セキュリティクラウド負担金               | 福岡県自治体<br>情報セキュリティ対策協議会       | 229,036    | 229,681    | △ 645      |
| 防衛施設周辺整備全国協議会負担金            | 防衛施設周辺整備全国協議会                 | 6          | 6          | -          |
| 板付基地返還促進協議会負担金              | 板付基地返還促進協議会                   | 810        | 810        | -          |
| 国際化推進事業負担金                  | 国連ハビタット福岡本部等                  | 74,139     | 107,566    | △ 33,427   |
| 姉妹都市交流事業負担金                 | 福岡市姉妹都市委員会                    | 9,202      | 23,644     | △ 14,442   |
| 福岡アジア文化賞負担金                 | 福岡アジア文化賞委員会                   | 33,051     | 33,736     | △ 685      |
| 研修費負担金                      | 釜山大学言語教育院                     | 650        | 650        | -          |
| 附帯設備費負担金                    | 公益社団法人<br>全国市有物件災害共済会         | 3,326      | 3,284      | 42         |
| 東京懇話会負担金                    | 福岡市東京懇話会開催委員会                 | 3,150      | 3,150      | -          |
| 統計協会負担金                     | 福岡県統計協会                       | 70         | 71         | △ 1        |
| 負担金 計                       |                               | 512,928    | 566,269    | △ 53,341   |

※諸会議費負担金、工事費負担金及び共益費負担金は除く。

(単位:千円)

| 補助及び交付金の名称             | 交付先                | 5年度<br>予算額 | 4年度<br>予算額 | 対前年度<br>増減 |
|------------------------|--------------------|------------|------------|------------|
| 福岡アジア都市研究所補助金          | (公財)福岡アジア都市研究所     | 94,077     | 96,074     | △ 1,997    |
| 地域おこし協力隊活動費助成金         | 地域おこし協力隊           | 1,146      | -          | 1,146      |
| 福岡県留学生交流事業補助金          | 福岡県留学生会            | 600        | 600        | -          |
| 日本国際連合協会福岡県本部交流啓発事業補助金 | 日本国際連合協会福岡県本部      | 450        | 450        | -          |
| 福岡インターナショナル・スクール事業補助金  | 学校法人福岡国際学園         | 6,000      | 6,000      | -          |
| 福岡よかトピア国際交流財団運営事業補助金   | (公財)福岡よかトピア国際交流財団  | 117,481    | 102,867    | 14,614     |
| 留学生支援事業補助金             | (公財)福岡よかトピア国際交流財団  | 2,100      | 350        | 1,750      |
| 日本語教室補助金               | 日本語教室を運営するボランティア団体 | 2,590      | -          | 2,590      |
| 補助金 計                  |                    | 224,444    | 206,341    | 18,103     |
| 社会保障・税番号制度交付金          | 地方公共団体情報システム機構     | 23,647     | 23,647     | -          |
| 福岡市職員厚生会交付金            | (一財)福岡市職員厚生会       | 20,443     | 20,343     | 100        |
| 福岡市職員共済組合交付金           | 福岡市職員共済組合          | 16,579     | 14,155     | 2,424      |
| 交付金 計                  |                    | 60,669     | 58,145     | 2,524      |

## 2. 条例案の概要

### (1) 議案第 51 号 (概要)

#### 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案の概要

##### 第 1 改正の理由

効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うため、本市の個人番号の利用範囲を拡大する必要がある。

##### 第 2 改正の内容

###### 1 市独自の個人番号利用事務の追加 (第 4 条第 1 項)

番号法の別表に規定する事務に加え、市独自 (法定以外) の個人番号利用事務について次のとおり追加する。

- (1) 福岡市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金の支給等に関する事務
- (2) 障がい者の福祉の増進を図るための事業の実施に関する事務
- (3) 高齢者の福祉の増進を図るための事業の実施に関する事務
- (4) 被災者を支援するための事業の実施に関する事務
- (5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務  
(既に規定している事務の一部追加)

###### 2 所要の改正

1 の追加に伴う特定個人情報の利用範囲の拡大等 (第 4 条第 2 項)

##### 第 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対象表

【下線部分が改正部分】

| 現 行  | 改 正 案  |
|--|--|
| <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長（法令の規定により当該事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）が行う次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 福岡市営住宅条例(平成9年福岡市条例第40号)による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に準じる措置に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 法別表第2の第2欄に掲げる事務</p> <p>(7) 前号に掲げるものに準じるものとして規則で定める事務</p> | <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長（法令の規定により当該事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）が行う次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>福岡市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年福岡市条例第24号)による災害弔慰金若しくは災害障がい見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(5) 福岡市営住宅条例(平成9年福岡市条例第40号)による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(6) <u>障がい者の福祉の増進を図るための事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(7) <u>高齢者の福祉の増進を図るための事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(8) <u>被災者を支援するための事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(9) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、<u>就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施</u>、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に準じる措置に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 法別表第2の第2欄に掲げる事務</p> <p>(11) 前号に掲げるものに準じるものとして規則で定める事務</p> |

| 現 行  | 改 正 案  |
|--|--|
| <p>2 市長は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、当該事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3～4 (略)</p> | <p>2 市長は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、当該事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3～4 (略)</p> |

| 現 行  |  | 改 正 案  |   |
|--|--|--|---|
| 別表   |  | 別表   |   |
| 事 務  | 特定個人情報   | 事 務  | 特定個人情報  |
| 1 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、障害者関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報</u> 又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に準じる措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの | 1 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、障害者関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に準じる措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの |
| 2 福岡市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの     | 地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの   | 2 福岡市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの     | 地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの  |

| 現 行   |  | 改 正 案   |  |
|---|--|---|--|
| 3 福岡市重度障がい者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報</u> 又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの | 3 福岡市重度障がい者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの                             | 地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの                                    |
|   |  | 4 福岡市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金若しくは災害障がい見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報、住民票関係情報、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する罹災証明書に関する情報（以下「罹災証明書関係情報」という。）、生活保護関係情報、障害者関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 4 福岡市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの        | 地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの  | 5 福岡市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの                                    | 地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの  |
|   |  | 6 障がい者の福祉の増進を図るための事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの                                 | 地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの  |

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
|   |  | <p><u>7 高齢者の福祉の増進を図るための事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>  | <p>地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)による戦傷病者手帳に関する情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による被爆者健康手帳に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> |
|   |  | <p><u>8 被災者を支援するための事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>  | <p>地方税関係情報、住民票関係情報、罹災証明書関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>   |
| <p><u>5</u> 生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に準じる措置に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>地方税関係情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に</p> | <p><u>9</u> 生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施、被保護者健康管理支援事業の実施又は徴収金の徴収に準じる措置に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>地方税関係情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に</p>  |

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
|  | <p>よる障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> |  | <p>よる障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、<u>障害者自立支援給付関係情報、健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進事業関係情報」という。）又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> |
|  |   | <p>10 <u>生活保護法による被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> | <p><u>健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの</u></p>  |

| 現 行   | 改 正 案  |   |                            |
|---|--|---|----------------------------|
|   | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="837 264 1086 1361"> <p>11 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）による特別給付金の支給に関する事務、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）による特別弔慰金の支給に関する事務又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> </td> <td data-bbox="1086 264 1465 1361"> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> </td> </tr> </table> | <p>11 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）による特別給付金の支給に関する事務、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）による特別弔慰金の支給に関する事務又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| <p>11 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）による特別給付金の支給に関する事務、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）による特別弔慰金の支給に関する事務又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>   |   |                            |

## 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例案の概要

### 第1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の一部改正に伴い、本市における改正された同法（以下「改正法」という。）の施行に関し必要な事項について定める必要がある。

（福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「旧条例」という。）の全部改正）

### 第2 主な改正の内容

#### 1 開示請求における不開示情報の範囲（第4条関係）

(1) 旧条例及び福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）で開示している「公務員等の氏名」について、不開示情報から除外する規定を置くもの。

(2) 旧条例及び情報公開条例で不開示としている「人の生命等の保護に支障を及ぼすおそれのある情報」について、不開示情報に加える規定を置くもの。

#### 2 開示請求等の手続（第5条、第9条及び第12条関係）

保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の決定期限について、いずれも旧条例と同等の期限となるよう規定を置くもの。

#### 〈開示・訂正・利用停止請求の決定期限〉

| 開示請求                            | 訂正請求                             | 利用停止請求                           |
|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 【旧条例】<br>・期限：7営業日<br>・延長後：20営業日 | 【旧条例】<br>・期限：20営業日<br>・延長後：40営業日 | 【旧条例】<br>・期限：20営業日<br>・延長後：40営業日 |
| 【改正法】<br>・期限：30日<br>・延長後：60日    | 【改正法】<br>・期限：30日<br>・延長後：60日     | 【改正法】<br>・期限：30日<br>・延長後：60日     |

#### 3 保有個人情報の開示請求における手数料（第7条関係）

旧条例及び情報公開条例と同様に、写しの作成及び送付に要する費用を徴収する規定を置くもの。

4 審査請求の手続（第14条及び第23条から第28条まで関係）

旧条例と同様に、審議会への諮問の期限や開示請求等に特有の調査権限についての規定を置くもの。

5 行政機関等匿名加工情報の利用契約における手数料（第15条関係）

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第31条に定める国の行政機関における額と同額の規定を置くもの。

《国の行政機関における額》

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| a. 受付や審査事務等          | 21,000円   |
| b. 職員が匿名加工情報の作成を行う場合 | 3,950円／時間 |
| c. 匿名加工情報の作成を委託する場合  | 委託費用の全額   |

6 審議会への諮問（第16条から第22条まで及び第29条関係）

条例の改廃、個人情報の取扱いに関する運用上の細則及び特定個人情報保護評価について、審議会に諮問することができるよう規定を置くとともに、委員の人数など審議会の組織や運営に関する規定を置くもの。

第3 施行期日等

1 施行期日（附則第1項関係）

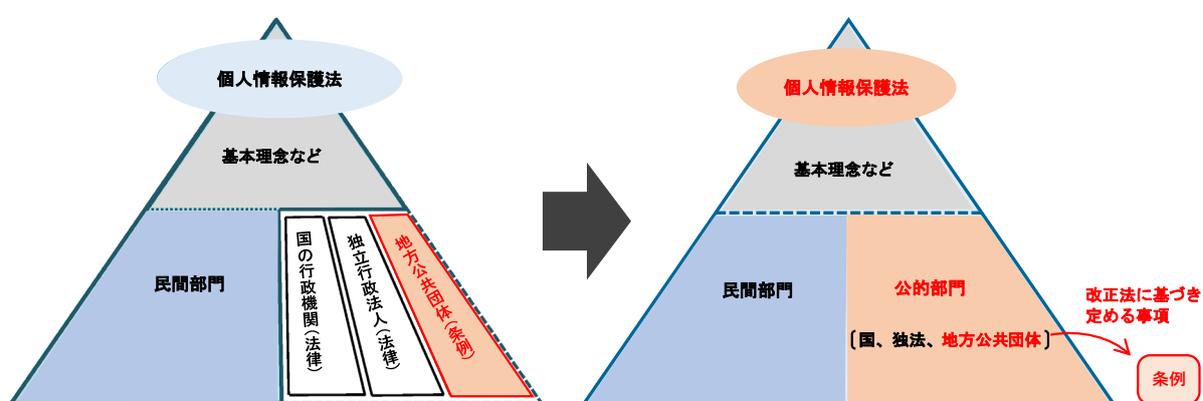
令和5年4月1日

2 経過措置（附則第2項から第14項まで関係）

所要の経過措置を設けるもの。

(参考) 個人情報保護法の改正について

- 社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立や、個人情報の保護に関する国際的な制度調和の観点から、国において個人情報保護法の改正が行われ、福岡市をはじめとする地方公共団体についても、これまで制度を定めていたそれぞれの条例に代わって、令和5年4月からは、改正法の全国的な共通ルールが直接適用されることとなった。
- これに伴い、福岡市においても、改正法の施行に関し必要な事項として、
  - ・ 条例で必ず定める必要があるとされている規定
  - ・ 改正法の特例として条例で定めることができるとされている規定を整備する必要があるもの。



## 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例案

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 法施行に関する手続等（第3条―第16条）
- 第3章 福岡市個人情報保護審議会（第17条―第29条）
- 第4章 雑則（第30条―第32条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに市内の財産区（議会を除く。）及び地方独立行政法人福岡市立病院機構をいう。

#### 第2章 法施行に関する手続等

##### （開示請求書の記載事項）

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

##### （不開示情報）

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条第1号ウに掲げる情報（法第78条第1項第2号ハに掲げるものを除く。）とする。ただし、同項各号（第2号を除く。）に掲げる情報に該当するものについては、この限りでない。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、福岡市情報公開条例第7条第3号に掲げる情報（開示することにより法第78条第1項第7号ロに掲げるおそれがあるものを除く。）とする。

##### （開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して7日以内にななければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日の翌日から起算して20日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 前2項に規定する期間の計算に当たっては、次に掲げる日数は、当該期間に算入しない。

- (1) 福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）第1条第1項に規定する本市の休日
- (2) 法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間は、当該各号に定める期間を超えてはならない。

- (1) 第1項に規定する期間 法第83条第1項に規定する期間
- (2) 第2項の規定による延長後の期間から第1項に規定する期間を控除した期間 法第83条第2項の規定による延長後の期間から同条第1項に規定する期間を控除した期間

##### （開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、又は当該保有個人情報の特定に特に長期間を要するため、前条第2項前段に規定する期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人

情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(費用の負担等)

第7条 法第87条第1項本文の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。  
2 法第89条第2項の手数料は、徴収しない。

(訂正請求書の記載事項)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

(訂正決定等の期限)

第9条 訂正決定等は、訂正請求があった日の翌日から起算して20日以内にななければならない。  
2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日の翌日から起算して40日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。  
3 第5条第3項の規定は、前2項に規定する期間の計算について準用する。この場合において、第5条第3項第2号中「第77条第3項」とあるのは、「第91条第3項」と読み替えるものとする。  
4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間は、当該各号に定める期間を超えてはならない。  
(1) 第1項に規定する期間 法第94条第1項に規定する期間  
(2) 第2項の規定による延長後の期間から第1項に規定する期間を控除した期間 法第94条第2項の規定による延長後の期間から同条第1項に規定する期間を控除した期間

(訂正決定等の期限の特例)

第10条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。  
(1) この条の規定を適用する旨及びその理由  
(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止請求書の記載事項)

第11条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

(利用停止決定等の期限)

第12条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日の翌日から起算して20日以内にななければならない。  
2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があった日の翌日から起算して40日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。  
3 第5条第3項の規定は、前2項に規定する期間の計算について準用する。この場合において、第5条第3項第2号中「第77条第3項」とあるのは、「第99条第3項」と読み替えるものとする。  
4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間は、当該各号に定める期間を超えてはならない。  
(1) 第1項に規定する期間 法第102条第1項に規定する期間  
(2) 第2項の規定による延長後の期間から第1項に規定する期間を控除した期間 法第102条第2項の規定による延長後の期間から同条第1項に規定する期間を控除した期間

(利用停止決定等の期限の特例)

第13条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。  
(1) この条の規定を適用する旨及びその理由  
(2) 利用停止決定等をする期限

(審査請求に係る諮問及び裁決の時期)

第14条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、審査請求があった日の翌日から起算して30日以内に、福岡市個人情報保護審議会にしなければならない。

2 審査庁は、前項の諮問に対する福岡市個人情報保護審議会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申があった日の翌日から起算して30日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第15条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(個人情報の取扱いに係る諮問)

第16条 実施機関(第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、地方独立行政法人福岡市立病院機構を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、福岡市個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(3) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴く場合

### 第3章 福岡市個人情報保護審議会

(設置)

第17条 次に掲げる事務を行うため、福岡市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(2) 前条の規定による諮問に応じ、実施機関から意見を聴かれた事項について調査審議すること。

(組織及び委員)

第18条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者及び市民のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査請求部会)

第21条 審議会に、審査請求に係る事件について調査審議させるため、審査請求部会（以下この条及び第23条から第27条まで並びに附則第10項において「部会」という。）を置く。

2 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

3 部会に属する委員の数は、5人以上とし、審議会の委員のうちから会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を総理する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 部会の行う調査審議の手續は、公開しない。ただし、部会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、部会は、その範囲においてこれを公開することができる。

8 前条の規定は、部会について準用する。

(その他の部会)

第22条 前条の審査請求部会のほか、審議会は、その権限に属する事項について調査審議させるため、必要があると認めるときは、その他の部会を置くことができる。

2 第20条及び前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定により置かれる部会について準用する。

(部会の調査権限)

第23条 部会は、第17条第1号の規定による調査審議のため必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、部会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 実施機関は、部会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 部会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を部会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、部会に提出するよう求めることができる。

4 第1項本文及び前項に定めるもののほか、部会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第24条 部会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、部会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、部会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第25条 審査請求人等は、部会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、部会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 部会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、その内容を審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に通知するものとする。

(委員による調査手續)

第26条 部会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第24条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出意見書等の閲覧等)

第27条 審査請求人等は、部会に対し、部会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、部会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

2 部会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の写しの送付等)

第28条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審議会への委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

#### 第4章 雑則

(運用状況の公表)

第30条 市長は、毎年1回、法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第32条 第18条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福岡市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において同条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第4条第2項の規定によるその職務に関して知り得た旧個人情報を当該職務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない義務については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき旧実施機関の指揮命令を受ける者をいう。以下同じ。）である者又はこの条例の施行前において派遣労働者であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者に係る旧条例第4条第3項の規定による当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た旧個人情報を当該業務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない義務については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧条例第15条第1項に規定する受託者において受託した業務に従事していた者に係る同条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を当該業務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない義務については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）においてその管理する公の施設の管理の業務に従事していた者に係る旧条例第16条において準用する旧条例第15条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を当該業務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない義務については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第18条、第33条又は第42条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に旧条例第56条第1項の規定により置かれた福岡市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第57条第5項の規定によるその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、施行日に、この条例による改正後の福岡市個

個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）第18条第2項の規定により委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 9 この条例の施行の際現に旧審議会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名されている者は、それぞれ、施行日に、新条例第19条第1項の規定により会長として定められ、又は同条第3項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。
- 10 この条例の施行前に旧条例第49条第1項の規定により旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧条例第60条第1項の規定により置かれた審査請求部会がした調査審議の手続は部会がした調査審議の手続とみなす。
- 11 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第74条第2項に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) この条例の施行の際現に派遣労働者である者又はこの条例の施行前において派遣労働者であった者
  - (3) この条例の施行前において旧条例第15条第1項に規定する受託者において受託した業務に従事していた者
  - (4) この条例の施行前において指定管理者においてその管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 12 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 13 前2項の規定は、福岡市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 14 この条例の施行前にした行為並びに附則第6項及び附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(3) 議案第53号 (概要)

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案の概要

| 区分               | 現行職員定数                          | 改正案              |                  | 主要な増減の内容     |  |
|------------------|---------------------------------|------------------|------------------|--------------|--|
|                  |                                 | 新職員定数            | 増減員数             |              |  |
| 福岡市職員定数条例・第2条第1項 | 第1号 市長事務部局<br>(うち福祉事務所)         | 6,248<br>(668)   | 6,308<br>(681)   | 60<br>(13)   | [市長事務部局]<br>税務システムの刷新 14<br>子どもの見守りや支援に係る体制強化 11 |
|                  | 第2号 教育委員会事務局及び教育機関<br>(うち校長・教員) | 9,022<br>(8,002) | 9,369<br>(8,343) | 347<br>(341) | 交通ネットワークの検討 5<br>香椎駅周辺土地区画整理事業の進捗 ▲4             |
|                  | 第3号 選挙管理委員会事務局                  | 31               | 30               | ▲1           | [教育委員会]<br>児童生徒数の増加等に伴う教職員の増員 359                |
|                  | 第4号 監査事務局                       | 26               | 26               | —            | 小学校給食調理等業務の民間委託 ▲8<br>学校環境整備業務の体制見直し ▲8          |
|                  | 第5号 人事委員会事務局                    | 16               | 16               | —            | [交通局]<br>地下鉄七隈線延伸事業の進捗 ▲19                       |
|                  | 第6号 農業委員会事務局                    | 13               | 13               | —            | [消防局]<br>救急隊の増隊 8                                |
|                  | 第7号 水道局                         | 478              | 478              | —            |  |
|                  | 第8号 交通局                         | 577              | 558              | ▲19          |  |
|                  | 第9号 消防局                         | 1,111            | 1,119            | 8            |  |
|                  | 計(ア)                            | 17,522           | 17,917           | 395          |  |

【参考1】福岡市議会事務局と合わせた条例定数

| 区分                    | 現行職員定数 | 新職員定数  | 増減員数 |
|-----------------------|--------|--------|------|
| 福岡市議会事務局条例に定める職員定数(イ) | 40     | 40     | —    |
| (ア) + (イ)             | 17,562 | 17,957 | 395  |

【参考2】総定員(条例定数及び外郭団体等への派遣職員数)の推移

| 区分      | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 職員定数    | 16,888 | 16,997 | 17,293 | 17,562 | 17,957 |
| 前年度増減   | 75     | 109    | 296    | 269    | 395    |
| 派遣職員数   | 322    | 328    | 317    | 320    | 322    |
| 前年度増減   | ▲1     | 6      | ▲11    | 3      | 2      |
| 合計(総定員) | 17,210 | 17,325 | 17,610 | 17,882 | 18,279 |
| 前年度増減   | 74     | 115    | 285    | 272    | 397    |

## 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例 の一部を改正する条例案の概要

### 第 1 改正の理由

性の多様性が尊重される社会の実現に資するため、特別有給休暇の取得に係る親族の範囲を拡大する等の必要がある。

### 第 2 改正の内容

#### 1 特別有給休暇の対象範囲の拡大

親族が死亡した場合等に職員が取得できる特別有給休暇の取得に係る親族の範囲に、パートナーシップ宣誓制度に基づき職員とパートナーシップを形成した者等を加える。

#### 2 その他

所要の規定の整備を行う。

### 第 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表  
【下線部分が改正部分】

○ 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和 26 年福岡市条例第 55 号）

| 現 行  | 改 正 案  |
|--|--|
| <p>第 1 条・第 2 条 略</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第 3 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間当たり<u>40 時間</u>を超えない範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の 1 週間当たりの勤務時間にあつては、休憩時間を除き、<u>32 時間</u>を超えない範囲内において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の 1 週間当たりの勤務時間にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（以下「育児短時間勤務の内容」という。）に従い、任命権者が定めるものとする。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 任命権者は、職員に第 4 項から前項までの規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命じる必要がある場合には、第 4 項から前項までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち任命権者が定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日のうち半日勤務時間（勤務日の勤務時間の <u>2 分の 1 に相当する勤務時間</u>として任命権者が定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>第 3 条の 2～第 8 条 略</p> <p>（特別有給休暇）</p> <p>第 9 条 職員は、次に掲げる原因による場合には、それぞれ任命権者（第 12 号にあつては、人事委員会）が必要と認める期間特別有給休暇をとることができる。</p> | <p>第 1 条・第 2 条 略</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第 3 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間当たり<u>38 時間 45 分</u>を超えない範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の 1 週間当たりの勤務時間にあつては、休憩時間を除き、<u>15 時間 30 分から 31 時間</u>までの範囲内において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の 1 週間当たりの勤務時間にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（以下「育児短時間勤務の内容」という。）に従い、任命権者が定めるものとする。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 任命権者は、職員に第 4 項から前項までの規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命じる必要がある場合には、第 4 項から前項までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち任命権者が定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日のうち半日勤務時間（勤務日の勤務時間を<u>考慮して</u>任命権者が定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>第 3 条の 2～第 8 条 略</p> <p>（特別有給休暇）</p> <p>第 9 条 職員は、次に掲げる原因による場合には、それぞれ任命権者（第 12 号にあつては、人事委員会）が必要と認める期間特別有給休暇をとることができる。</p> |

| 現 行   | 改 正 案  |
|---|--|
| <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会<u>その他</u>の官公署に出頭する場合</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(10) 職員の親族が死亡した場合（別表に定める期間）</p> <p>(11) 父母、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び子の祭日</p> <p>(12) 略</p> | <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会<u>その他</u>の官公署に出頭する場合</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(10) 職員の親族が死亡した場合（別表<u>死亡した者の欄に掲げる親族の区分に応じ、同表日数の欄に定める期間</u>）</p> <p>(11) 父母、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係を形成した者として任命権者が<u>定めるもの</u>を含む。以下同じ。）及び子の祭日</p> <p>(12) 略</p> |
| <p>第10条・第11条 略</p>  | <p>第10条・第11条 略</p>   |
| <p>（介護休暇）</p> <p>第11条の2 任命権者は、職員が<u>被介護者</u>（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が定める者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認める場合には、介護休暇を与えることができる。</p>                                   | <p>（介護休暇）</p> <p>第11条の2 任命権者は、職員が<u>要介護者</u>（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が定める者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認める場合には、介護休暇を与えることができる。</p>  |
| <p>2 略</p>  | <p>2 略</p>   |
| <p>（介護時間）</p> <p>第11条の3 任命権者は、職員が<u>被介護者</u>の介護をするため、<u>被介護者</u>の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該<u>被介護者</u>に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認める場合には、介護時間を与えることができる。</p>                | <p>（介護時間）</p> <p>第11条の3 任命権者は、職員が<u>要介護者</u>の介護をするため、<u>要介護者</u>の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する5年の期間（当該<u>要介護者</u>に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認める場合には、介護時間を与えることができる。</p>   |
| <p>2 略</p>  | <p>2 略</p>   |
| <p>以下略</p>  | <p>以下略</p>   |

## 福岡市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例案の概要

### 第 1 改正の理由

性の多様性が尊重される社会の実現に資するため、扶養親族移転料等の算定の基礎となる扶養親族の範囲を拡大する等の必要がある。

### 第 2 改正の内容

#### 1 扶養親族移転料等の対象範囲の拡大

扶養親族移転料等に係る配偶者の範囲に、パートナーシップ宣誓制度等に基づき職員とパートナーシップを形成した者を加える。

#### 2 その他

所要の規定の整備を行う。

### 第 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

○ 福岡市職員等旅費支給条例（昭和 28 年福岡市条例第 23 号）

| 現 行   | 改 正 案  |
|---|--|
| <p>第 1 条～第 2 条 略</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4）出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>（5） 略</p> <p>（6）扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>（7） 略</p> <p>2 略</p> <p>第 4 条 略</p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。但し、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。</p> <p>5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ、すみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>第 6 条～第 12 条 略</p> | <p>第 1 条～第 2 条 略</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4）出張 職員が公務のため一時その在勤公署（<u>常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所</u>）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>（5） 略</p> <p>（6）扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係を形成した者として市長が定めるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>（7） 略</p> <p>2 略</p> <p>第 4 条 略</p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。<u>ただし、これによることができない特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>旅行命令権者は、前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u></p> <p>6 略</p> <p>第 6 条～第 12 条 略</p> |

| 現 行   | 改 正 案   |
|---|---|
| <p>(鉄道賃)</p> <p>第13条 鉄道賃は、旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金を支給する。</p> <p>2 運賃は、次の各号に規定する運賃を支給する。</p> <p>(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行については、上級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行については、その乗車に要する運賃</p> <p>3 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前項に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金を支給する。</p> <p>(1) 前項第1号の規定に該当する線路による旅行については、当該規定による運賃の等級と同一等級の急行料金</p> <p>(2) 前項第2号の規定に該当する線路による旅行については、その乗車に要する急行料金</p> <p>4 前項に規定する急行料金は、特別急行列車、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。</p> <p>5 第2項第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合で福岡県外の旅行の場合には、同項同号に規定する運賃及び第3項に規定する急行料金のほか特別車両料金を支給する。</p> <p>6 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による片道100キロメートル以上の旅行の場合には、第2項に規定する運賃、第3項に規定する急行料金及び前項に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金を支給する。</p> | <p>(鉄道賃)</p> <p>第13条 鉄道賃は、次に掲げるものを支給する。</p> <p>(1) その乗車に要する旅客運賃</p> <p>(2) 急行料金を徴する特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、急行料金</p> <p>(3) 規則で定める者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による福岡県外の旅行をする場合には、第1号に規定する旅客運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの場合には、第1号に規定する旅客運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</p> |
| <p>第14条～第26条 略</p>  | <p>第14条～第26条 略</p>  |
| <p>(旅費の調整)</p> <p>第27条 市用の船、車等で旅行するときは、鉄道賃、船賃及び車賃は、これを支給しない。</p>  | <p>(旅費の調整)</p> <p>第27条 各機関の長は、旅行者が市用の交通機関等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給したとした場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p>   |

| 現 行   | 改 正 案  |
|---|--|
| <p>第28条 <u>職員の旅行</u>でこの条例の規定による旅費により旅行することが<u>当該旅行</u>における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合で規則で定めるものについては、別に規則で定める旅費を支給することができる。</p> <p>第29条 <u>職員の旅行</u>にしてこの条例の規定による定額を支給する必要がないと認めるときは、その定額を減じ又は全部若しくは一部を支給しないことができる。</p> <p>第30条 略</p> <p>附 則 抄</p> <p>1～3 略</p> <p>4 内国旅行に係る<u>鉄道賃及び船賃の額</u>については、各機関の長が市長と協議して定める旅行(公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。)のため支給するものを除き、当分の間、<u>第13条第2項第1号中「上級の運賃」とあるのは「別表第1に規定する特等級及び1等級の者にあつては上級の運賃、2等級以下の者にあつては下級の運賃」と、同条第5項中「第2項第2号」とあるのは「別表第1に規定する特等級及び1等級の者が第2項第2号」と、第14条第2項第2号中「上級の運賃」とあるのは「別表第1に規定する特等級及び1等級の者にあつては上級の運賃、2等級以下の者にあつては下級の運賃」と、同条第5項中「第2項第3号」とあるのは「別表第1に規定する特等級及び1等級の者が第2項第3号」として、これらの規定を適用する。</u></p> <p>以下略</p> | <p>第28条 <u>各機関の長は、旅行者が</u>この条例の規定による旅費により旅行することが、<u>当該旅行</u>における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合で規則で定めるものについては、別に規則で定める旅費を支給することができる。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第29条 略</p> <p>附 則 抄</p> <p>1～3 略</p> <p>4 内国旅行に係る船賃の額については、各機関の長が市長と協議して定める旅行(公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。)のため支給するものを除き、当分の間、第14条第2項第2号中「上級の運賃」とあるのは「別表第1に規定する特等級及び1等級の者にあつては上級の運賃、2等級以下の者にあつては下級の運賃」と、同条第5項中「第2項第3号」とあるのは「別表第1に規定する特等級及び1等級の者が第2項第3号」として、これらの規定を適用する。</p> <p>以下略</p> |

## 福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例案の概要

### 第 1 改正の理由

人事院規則の一部改正に鑑み、特定新型インフルエンザ等に係る衛生検査等手当の特例を設ける必要がある。

### 第 2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症 以外 の特定新型インフルエンザ等に係る衛生検査等手当の特例の作業内容を定め、手当の額を日額 1,500 円（緊急に行われた措置であって心身に著しい負担を与える作業は 4,000 円）を上限とする。

(参考) 衛生検査等手当の特例の概要

| 項目   | 新型コロナウイルス感染症<br>に相当する感染症  | 新型コロナウイルス感染症(既存)  |
|------|---|---|
| 作業内容 | 市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業<br>(新たな感染症対策に係る業務の<br>態様に応じて規則で定める。) | ・ 患者を収容する宿泊施設での緊急的に行う健康管理、生活支援<br>・ 患者の病院等への移送 等          |
| 手当の額 | 1日あたり 1,500 円<br>ただし、緊急に行われた措置であって心身に著しい負担を与える作業は、4,000 円         | 1日あたり 3,000 円<br>ただし、患者の身体に接触する又は長時間にわたり行う作業については、4,000 円 |

### 第 3 施行期日 (附則)

令和 5 年 4 月 1 日

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

○ 福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年福岡市条例第10号）

| 現 行  | 改 正 案  |
|--|--|
| <p>第1条～第31条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～11 略</p> | <p>第1条～第31条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～11 略</p> <p><u>（特定新型インフルエンザ等に係る衛生検査等手当の特例）</u></p> <p>12 職員が、特定新型インフルエンザ等（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を除く。）のうち市長が定めるものをいう。</u>）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事した場合は、衛生検査等手当を支給する。</p> <p>13 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合には、4,000円）以内において規則で定める。</p> <p>14 附則第12項の場合においては、次に掲げる手当は支給しない。</p> <p>(1) 第14条第1項の規定による衛生検査等手当（同項第4号に掲げる場合に係るものに限る。）</p> <p>(2) 第23条第1項の規定による消防業務従事手当（規則で定める消防業務に係るものに限る。）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める手当</p> <p>15 職員が同一の日に、附則第12項の手当が支給される作業のうち規則で定める2以上の作業に従事した場合の手当の取扱いについては、規則で定める。</p> <p>16 附則第12項の手当については、この手当が支給される作業に従事した時間が3時間未満の場合は手当額の半額を支給する。</p> |

## 福岡市職員退職手当基金条例案の概要

### 第 1 制定の理由

令和 5 年度からの本市職員の定年の段階的な引上げに伴い、退職手当の支給に要する経費の財源を安定的に確保するため、基金を設置し、及び管理する必要があるため。

### 第 2 条例案の概要

本市職員の定年の段階的な引上げに伴い、退職手当の支給額が年度間で大幅に増減することが見込まれ、財源を安定的に確保する必要があるため、基金を設置し、及び管理するもの。

### 第 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

## 福岡市職員退職手当基金条例案

### (設置)

第1条 福岡市職員退職手当支給条例(平成16年福岡市条例第10号)及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年福岡市条例第48号)に基づく退職手当の支給に要する経費の財源を安定的に確保するため、福岡市職員退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、歳出予算をもって定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 市長は、退職手当の支給に要する経費に充てるため、必要に応じ、基金を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (条例の失効)

- 2 この条例は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。

## 法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案の概要

### 1 福岡市美術館条例等の一部改正

博物館法の一部改正により、引用する規定の条が繰り下がったことによるもの

| 改正条例・改正箇所           | 改正前  | 改正後  |
|---------------------|------|------|
| 福岡市美術館条例<br>第17条第1項 | 第20条 | 第23条 |
| 福岡市博物館条例<br>第17条第1項 | 第20条 | 第23条 |

### 2 施行期日

令和5年4月1日

### 3. 組織編成案

下線：変更部分

| 令和4年度 (4.4.1現在)   | 令和5年度 (5.4.1現在)  |
|---|--|
| <p>総務企画局 250</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事 1</li> <li>行政部 34           <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 8</li> <li>情報公開室 6</li> <li>法制課 14               <ul style="list-style-type: none"> <li>課長※審理員(2)</li> </ul> </li> <li>行政マネジメント課 3</li> <li>公正職務推進室 2</li> </ul> <p>【行政マネジメント課長が兼務】</p> </li> <li>D X 戦略部 49           <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システム課 26</li> <li>I C T 推進課 3</li> <li>データ活用推進課 4</li> <li>システム刷新課 7               <ul style="list-style-type: none"> <li>部長※サービスデザイン 1</li> </ul> </li> <li>D X 戦略課 4               <ul style="list-style-type: none"> <li>課長※サービスデザイン 3</li> <li>(部長※サービスデザイン事務取扱)</li> </ul> </li> <li>課長※サービスデザイン 0</li> </ul> <p>【組織定数課長が兼務】</p> </li> </ul> | <p>総務企画局 <u>261</u> (+11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事 1</li> <li>行政部 <u>35</u> (+1)           <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 8</li> <li>情報公開室 6</li> <li>法制課 14               <ul style="list-style-type: none"> <li>課長※審理員(2)</li> </ul> </li> <li>行政マネジメント課 <u>4</u> (+1)</li> <li>公正職務推進室 2</li> </ul> <p>【行政マネジメント課長が兼務】</p> </li> <li>D X 戦略部 <u>60</u> (+11)           <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システム課 <u>28</u> (+2)</li> <li>データ活用推進課 <u>6</u> (+2)</li> <li>システム刷新課 <u>9</u> (+2)               <ul style="list-style-type: none"> <li>部長※サービスデザイン 1</li> </ul> </li> <li>D X 戦略課 <u>7</u> (+3)               <ul style="list-style-type: none"> <li><del>課長※サービスデザイン</del> <u>3</u> (▲3)</li> <li><del>(部長※サービスデザイン事務取扱)</del></li> </ul> </li> <li><u>サービスデザイン課</u> <u>8</u> (+5)</li> <li>課長※サービスデザイン 0</li> </ul> <p>【組織定数課長が兼務】</p> </li> </ul> |

| 令和4年度 (4.4.1現在)    |  | 令和5年度 (5.4.1現在)        |             |
|--------------------|--|------------------------|-------------|
| —企画調整部 48          |  | —企画調整部 51              | (+3)        |
| 部長※国家戦略特区等推進 1     |  | 部長※国家戦略特区等推進 1         |             |
| 部長※事業調整 1          |  | 部長※事業調整 1              |             |
| —企画課長 ⑨ 38         |  | —企画課長 ⑩ 41             | (+3)        |
| 【DX戦略課長が兼務】        |  | 【DX戦略課長が兼務】            |             |
| 【課長※水資源対策が兼務】      |  | 【課長※水資源対策が兼務】          |             |
| —統計調査課 7           |  | —統計調査課 7               |             |
| —部長※水資源対策 3        |  | —部長※水資源対策 3            |             |
| —課長※水資源対策 2        |  | —課長※水資源対策 2            |             |
| —国際部 27            |  | —国際部 22                | (▲5)        |
| —国際政策課 8           |  | —国際政策課 10              | (+2)        |
| —国際協力課 3           |  | × 国際協力課 (▲3)           | ※経済観光文化局へ移管 |
| —国際交流課 6           |  | —国際交流課 6               |             |
| —アジア連携課 5          |  | —アジア連携課 5              |             |
| —課長※アジア太平洋都市サミット 4 |  | × 課長※アジア太平洋都市サミット (▲4) |             |
| —人事部 79            |  | —人事部 80                | (+1)        |
| —人事課 29            |  | —人事課 30                | (+1)        |
| —研修企画課 8           |  | —研修企画課 8               |             |
| —職員健康課 9           |  | —職員健康課 9               |             |
| —産業医 (1)           |  | —産業医 (1)               |             |
| —組織定数課 7           |  | —組織定数課 7               |             |
| —労務課 10            |  | —労務課 10                |             |
| —福利厚生課 15          |  | —福利厚生課 15              |             |
| —東京事務所 8           |  | —東京事務所 8               |             |
| —次長 ② 7            |  | —次長 ② 7                |             |